

- ▼ 「認可」を受けた施設等が施設型給付費等の給付(財政支援)の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となる。
- ▼ 「確認」は施設等の申請により、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

教育・保育施設の【認可】

- ・認定こども園(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)
- ・保育所
- ・幼稚園
- ・小規模保育事業(A型・B型・C型)
- ・事業所内保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

特定教育・保育施設等としての【確認】

- ・特定教育・保育施設
  - ☞ 認可を受けた教育・保育施設のうち、施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認したもの
- ・特定地域型保育事業者
  - ☞ 認可を受けた地域型保育を行う事業者のうち、地域型保育給付費の支給に係る施設として市町村長が確認したもの

認可とは ・ 施設が目的にあった基準を満たしていること

根拠法令 ・ 児童福祉法、学校教育法、認定こども園法 等

認可に係る利用定員 ・ 教育・保育施設の認可を受けるに当たり、その施設の設備及び運営の基準を満たす定員。認可定員とも呼ばれる。

確認とは ・ 施設が公費の支給対象施設・事業であること

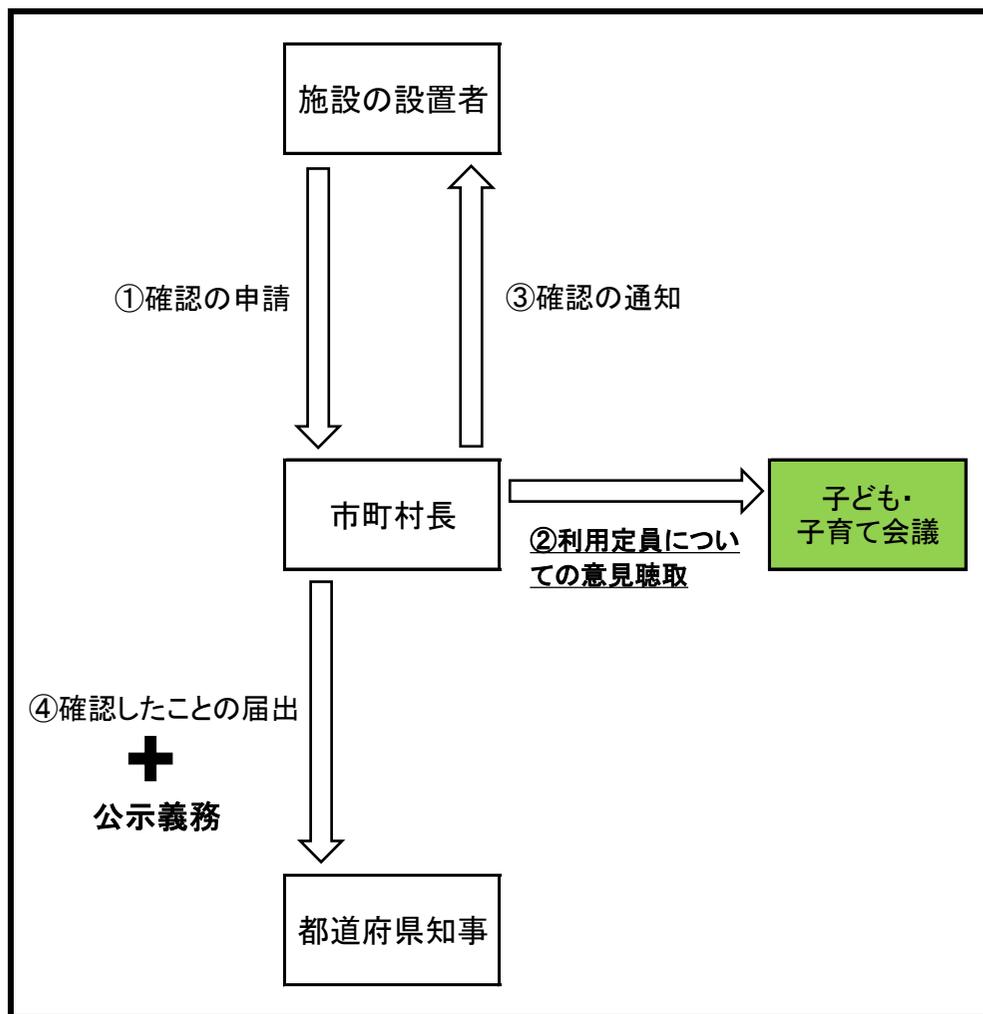
根拠法令 ・ 子ども・子育て支援法

確認に係る利用定員 ・ 認可定員の範囲内で設定し、施設型給付費等の単価水準を決める定員。直近の実利用人数や今後の見込みなどを踏まえて設定する。

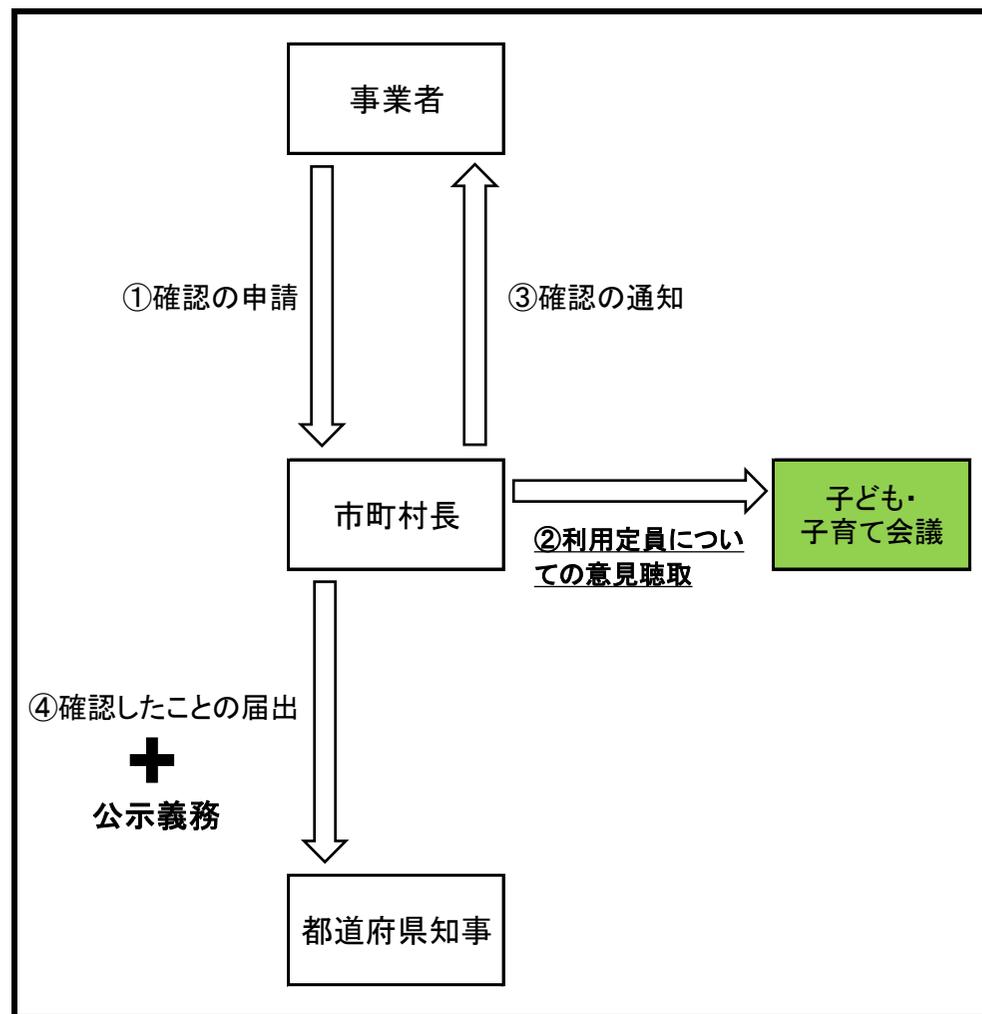
## 特定教育・保育施設等に係る確認について②

- ▼ 子ども・子育て支援法第31条第2項若しくは第43条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見聴取しなければならないこととされている。

### ★特定教育・保育施設としての確認を受ける場合のフロー



### ★特定地域型保育事業者としての確認を受ける場合のフロー



## 特定教育・保育施設の確認に係る利用定員について

### 確認に係る利用定員を新たに設定する施設(令和7年4月1日分)

区域	No	施設種類		法人名	施設名	設定日	認可に係る 利用定員 (計)	確認に係る 利用定員 (計)
中部	1	特定教育・ 保育施設	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人 まこと鳴滝会	幼保連携型認定こども園 まことそと じまこども園	令和7年4月1日	120	120

**確認に係る利用定員を新たに設定する施設(令和7年4月1日分)**

**【No. 1】**

<b>施設名</b>	幼保連携型認定こども園 まことそとじまこども園									
<b>区域</b>	中部	<b>施設種類</b>	特定教育・保育施設	私立	幼保連携型認定こども園					
<b>事業者名</b>	社会福祉法人 まこと鳴滝会			<b>設定日</b>	令和7年4月1日					
<b>認可に係る利用定員</b>	<b>合計</b>	<b>0歳児</b>	<b>1歳児</b>	<b>2歳児</b>	<b>3歳児</b>	<b>4歳児</b>	<b>5歳児</b>			
	120	6	12	18	24	30	30			
<b>確認に係る利用定員 (※)</b>	<b>合計</b>	<b>3号認定</b>			<b>2号認定</b>			<b>1号認定</b>		
		<b>0歳児</b>	<b>1歳児</b>	<b>2歳児</b>	<b>3歳児</b>	<b>4歳児</b>	<b>5歳児</b>	<b>3歳児</b>	<b>4歳児</b>	<b>5歳児</b>
	120	6	12	18	18	18	18	6	12	12
			30			54			30	

※ 守口市立外島認定こども園からの民間移管施設であり、利用定員は移管前と同数。

## 新たな確認に係る利用定員の推移について

### ○ 令和6年4月1日時点の確認に係る利用定員

		全体	1号認定	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1・2歳)
市全体	特定教育・ 保育施設	4,566	1,220	2,051	283	1,012
	特定地域型 保育事業	500	-	-	139	361
	計	5,066	1,220	2,051	422	1,373

東部	特定教育・ 保育施設	1,904	458	899	127	420
	特定地域型 保育事業	103	-	-	33	70
	計	2,007	458	899	160	490

中部	特定教育・ 保育施設	1,108	268	517	72	251
	特定地域型 保育事業	180	-	-	46	134
	計	1,288	268	517	118	385

南部	特定教育・ 保育施設	1,554	494	635	84	341
	特定地域型 保育事業	217	-	-	60	157
	計	1,771	494	635	144	498

### ○ 新たに確認を行った施設を加えた利用定員(令和7年4月1日予定)

		全体 (増減)	1号認定 (増減)	2号認定 (増減)	3号認定 (0歳) (増減)	3号認定 (1・2歳) (増減)
市全体	特定教育・ 保育施設	( 280 ) 4,846	( 0 ) 1,220	( 181 ) 2,232	( 21 ) 304	( 78 ) 1,090
	特定地域型 保育事業	( 0 ) 500	( - ) -	( - ) -	( 0 ) 139	( 0 ) 361
	計	( 280 ) 5,346	( 0 ) 1,220	( 181 ) 2,232	( 21 ) 443	( 78 ) 1,451

東部 ※1	特定教育・ 保育施設	( 10 ) 1,914	( 0 ) 458	( 10 ) 909	( 0 ) 127	( 0 ) 420
	特定地域型 保育事業	( 0 ) 103	( - ) -	( - ) -	( 0 ) 33	( 0 ) 70
	計	( 10 ) 2,017	( 0 ) 458	( 10 ) 909	( 0 ) 160	( 0 ) 490

中部	特定教育・ 保育施設	( 0 ) 1,108	( 0 ) 268	( 0 ) 517	( 0 ) 72	( 0 ) 251
	特定地域型 保育事業	( 0 ) 180	( - ) -	( - ) -	( 0 ) 46	( 0 ) 134
	計	( 0 ) 1,288	( 0 ) 268	( 0 ) 517	( 0 ) 118	( 0 ) 385

南部 ※2	特定教育・ 保育施設	( 270 ) 1,824	( 0 ) 494	( 171 ) 806	( 21 ) 105	( 78 ) 419
	特定地域型 保育事業	( 0 ) 217	( - ) -	( - ) -	( 0 ) 60	( 0 ) 157
	計	( 270 ) 2,041	( 0 ) 494	( 171 ) 806	( 21 ) 165	( 78 ) 576

※1 梶らいこうじ学園 2号認定10名増

※2 保育所3施設 各定員90名

※3 幼保連携型認定こども園 まことそとじまこども園は、令和7年4月1日付で廃止となる守口市立外島認定こども園の利用定員と同数(3号認定 36名 2号認定 54名 1号認定 30名)のため、利用定員の増減はありません。